

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の  
改正について(お知らせ)

心身障害者医療費助成制度（マル障制度）について、このたび、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則を改正いたしましたので、お知らせします。

改正内容について

マル障制度の一部負担金は、後期高齢者の医療の確保に係る法律（以下「高確法」という。）に準拠して負担割合と負担上限額を定めています。

高確法の改正により、70歳以上高齢者の高額療養費の負担限度額が見直しされました。今般、マル障における一部負担金の負担上限額についても、これに準じて、次のとおり改正します。

住民税課税者の方		現行制度		改正
負担割合		1割		平成31年8月診療分から 1割（改正なし）
負担上限	外来	14,000円 (年間上限 144,000円)	➡	<u>18,000円</u> (年間上限144,000円)
	入院	57,600円 (多数回該当 44,400円)		左に同じ（改正なし）

[住民税非課税の方：現行どおり（通院・入院とも負担なし）]

施行時期

令和元年（2019年）8月1日施行

（令和元年8月診療分から、上記の負担上限額の取り扱いになります。）

担当 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 助成担当

電話：03-5320-4571

Fax：03-5388-1437